

第1学年保護者様

学校法人 佐藤栄学園
栄北高等学校
校長 澁谷 千秋

令和7年度 国の高等学校等就学支援金の申請について（お知らせ）

陽春の候、新入生保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国の高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)の申請は、高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-shien(以下、e-shien)を利用したオンラインでの申請となります。

そこで、就学支援金の申請に伴い、保護者にて受給資格認定申請・保護者情報等の登録変更・申請状況の確認等を行っていただく必要があります。

つきましては、「e-shien申請者向け利用マニュアル①共通編及び②新規申請編」を学校HPにて参照(ダウンロード印刷可)のうえ、申請をお願いいたします。

また、申請意思の確認を行う都合上、申請しない世帯であっても、意向確認書はご記入のうえ、必ず期日までに提出をお願いいたします。

なお、先般より報道されております、令和7年度から所得制限撤廃による高等学校授業料無償化については、現在正式な制度として決定はされておられませんので、例年どおりの所得制限による審査となります。

制度改定の際は、改めて制度改正に応じた手続きの周知予定となります。

1. 就学支援金支給額及び対象要件

所得判定基準額(※1)	年間支給額(※2)	月割支給額(※2)	年収の目安(※3)
～154,500円未満	396,000円	33,000円	約590万円未満
～304,200円未満	118,800円	9,900円	約590～約910万円未満
304,200円以上	支給なし（所得制限）		約910万円以上

※1 保護者等の市町村民税の課税所得を基に算出した税額による判定となります。(7.その他補足(3)参照)

※2 授業料負担額 396,000円(年間額)、33,000円(月割額)が本校上限額となります。

※3 両親の一方が働いており、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人家族を目安とした場合です。なお、家族構成や就業人数によっては、年収の目安は異なります。

2. 学校からのログインID通知書配布並びに学校HPへの掲載内容

(1) ログインID通知書 ※学校より封書にて配布となります。

※ ログインID通知書は、受給(継続)申請の度に必要となりますので、卒業するまで紛失しないよう大切に保管をお願いいたします。

(2) 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-shien申請者向け利用マニュアル ①共通編

(3) 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-shien申請者向け利用マニュアル ②新規申請編

※ 学校HP掲載の①共通編マニュアルは、申請についての説明となりますので必ずご一読をお願いいたします。

※ 学校HP掲載の②新規申請編マニュアルは、今回の申請方法(手順)で使用となります。

※ 右側記載QRコードより、文部科学省HPから①と②マニュアルの閲覧(ダウンロード印刷可)もできます。



<文部科学省HP>

3. 就学支援金の申請方法（手順(1)～(9)）

スマートフォン又はパソコン等からe-shienへアクセスし、各項目毎に入力を行ってください。

※ 以下、②新規申請編マニュアルを参照、入力文字についてはJIS第1水準～第4水準まで可能となります。

(1) e-shienへログインする (5頁参照)

(2) 意向登録 (6～7頁参照)

申請します(意思がある)又は申請しません(意思がない)の意向登録を行ってください。

※ 就学支援金を申請しない(意思がない)の場合でも、全世帯必ず意向登録は行ってください。

※ 申請しない(意思がない)として登録した場合は、以上で申請完了となります。

※ 保護者等の所得制限基準である世帯年収が910万円を超えていると判断できる場合は、支給対象外となりますので申請しない(意思がない)として登録してください。その場合、以上で申請完了となります。

※ 支給対象か否かが不明な場合は、就学支援金を申請します(意思がある)として登録を行ってください。

(3) 生徒情報の入力 学校より登録された生徒情報内容を確認し、誤りがあった場合は修正を行い、住所の入力もしてください。(8頁参照)

※ 家計急変世帯対象(7.その他補足(2))とならない世帯については、申請します(意思がある)として、「認定申請」を選択し登録を行ってください。

「認定申請(家計急変)」では選択登録しないようご留意願います。

※ 生徒情報のメールアドレスについては登録しなくても結構です。

(4) 学校情報の入力 在学期間は「2025年4月1日～」であるかを確認し、支給停止期間は「なし」と入力してください。(9～10頁参照)

(5) 保護者等情報の入力 親権者(保護者)全員について入力してください。(11～12頁参照)

※ 保護者のメールアドレスについては登録しなくても結構です。

※ 海外単身赴任等で家族と同居していない場合や離婚調停中の場合は、親権者(保護者)二人分の情報を入力してください。戸籍上親権者が一人となっていないと、一人親世帯とはなりません。再婚等で保護者のうち一方と養子縁組していない場合は、一人親世帯となりますので、親権者(保護者)のみの入力をしてください。

(6) 収入状況提出方法の入力 ①～③の一つを選択してください。**※学校は②の方法を推奨します。**

① 個人番号カードを使用して自己情報を提出する方法 (14～18頁参照)

② 個人番号を入力し提出する方法 (12・19頁参照)

③ システム外で個人番号カードの写し等を提出する方法 (7.お問い合わせ先にご連絡ください。)

※ 個人番号は、個人番号カード他、個人番号通知カードや個人番号が記載された住民票でも確認ができます。

(7) 生活保護関係情報の入力 生活保護(生活扶助)の受給について入力してください。(13頁参照)

(8) 課税地情報の入力

基準日である、**令和6年1月1日現在の住民票届出住所**を入力してください。(12・19頁参照)

※ 保護者が海外に住んでおり、住民税等が課されていない場合は、日本国内に住所を有していない□にチェックを入力してください。その際の課税地情報の選択は不要です。

(9) 入力内容の確認

入力された内容を確認のうえ、各確認事項の□にチェックを入れてください。(20～22頁参照)

以上で、受給資格認定申請完了となり、審査決定待ちとなります。

4. 申請手続き期日 **令和7年4月7日(月)～4月11日(金)迄** とします。

※ 県への提出期日も定められており、**申請(入力)は期日厳守**をお願いいたします。

期日内に申請されませんと、今回の申請は見送りとなり就学支援金が年間支給額補助となりませんのでご留意願います。

5. 提出書類期日 **高等学校等就学支援金申請に伴う意向確認書 4月12日(土)迄** とします。

※ 登録データ等の内容状況と確認照合する場合がございますので記入うえ、ご提出をお願いいたします。

6. 支給方法 授業料とは相殺せず、**審査決定後、授業料指定口座へ還付(振込)**となります。

※ 3ヵ月分を各期分(1期分(4月～6月)、2期分(7月～9月)、3期分(10月～12月)、4期分(1月～3月))とし、年4回に分けて還付(振込)予定となります。振込日については、支給決定された世帯へ、別途保護者宛通知にてご案内いたします。昨年度振込実施月：1期分9月、2期分10月、3期分1月、4期分3月。

7. お問い合わせ先 栄北高等学校 高等学校等就学支援金事務担当 TEL 048-723-7711(代)

月曜～金曜 8:20～17:00・土曜 8:20～14:00

※ 4/10(木)は学校が休校となり、対応できかねますのでご了承ください。

8. その他補足

(1) 就学支援金は、返還不要の国からの授業料に対する支援となります。

(2) 家計急変支援制度が定められる対象要件として、

①理由要件：保護者等が負傷・疾病により離職または休職等し、その後90日以上就労が困難である場合や自己の責めに帰することのできない理由による離職(※)があった場合等。

※雇用保険受給資格証に記載された次の離職理由コードの離職理由が対象となります。

対象コード：11(1A)、12(1B)、21(2A)、22(2B)、23(2C)、31(3A)、32(3B)、33(3C)、34(3D)

②収入要件：家計急変理由発生後の世帯年収が590万円未満相当(保護者合算)と見込まれる。

①と②の要件に全て満たした場合、家計急変支援対象となる制度となります。

対象となる世帯がございましたら、7.お問い合わせ先までご連絡をお願い申し上げます。

(3) 所得判定基準(保護者(親権者)全員分の市町村民税の課税所得を基に算出した税額を合算)による判定となります。判定額計算式は、当該年度の所得・課税証明書等に記載されている、市町村民税の課税標準額×0.06(6%)－市町村民税の調整控除の額(政令都市の場合は、調整控除額に3/4を乗じて計算)にて算出できます。判定額算出方法として、Classiにて就学支援金のお知らせ内に掲載しております、判定額(補助額)試算表Excelファイルにて必要箇所を入力し確認することもできます。

(4) 就学支援金はマイナンバーに基づき、保護者全員分の地方税情報を確認したうえで、対象となる生徒の支給が決定となります。住民税が未申告や修正申告が必要な場合は、地方税情報が確認できないため、税の申告後に、改めて課税証明書等を提出していただくこととなり、就学支援金の支給遅延の原因にもなりますので、税の未申告や修正申告を失念等している場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただきますようお願いいたします。

(5) 今回の申請は、本校在学中に就学支援金を受給するための受給資格認定と1期分(4月～6月)を受給するための申請となります。2期以降分(7月～翌年3月)の受給をするためには、別途受給(継続)の申請(届出)が必要となります。受給(継続)申請等の時期については、例年6月から7月頃の予定となります。詳細等は、別途改めて保護者宛申請等のご案内をいたします。

申請(届出)は毎年行います。1年生は4月(受給)と6～7月(受給又は継続)の年2回の手続きとなり、進級後2年生以降は6～7月(受給又は継続)の年1回の手続きとなります。

(6) 奨学生についても、高等学校等就学支援金の申請は可能です。

(7) 今後、申請等のご案内については、Classi(クラッシ)等でも行います。是非、Classi(クラッシ)へ保護者の携帯メールアドレス等、ご登録いただきますようご協力お願い申し上げます。

(8) 個人情報の取扱については、関連する法令を遵守し、就学支援金事業の利用を目的として適正に管理し、その利用目的に必要な範囲を超えての取扱はいたしません。必要に応じて提出された場合の書類等は、本校にて一定期間保管後に責任をもって廃棄させていただきますのでご返却はいたしません。